

仕様書

第1 件名

「明治日本の近代化産業遺産を活用したヘリテージツーリズム推進事業」実施委託

第2 目的

旧醸造試験所第一工場（通称「赤煉瓦酒造工場」）は、明治期の貴重な赤煉瓦建築物として平成 26 年 12 月に国の重要文化財に指定されているが、地域の重要な観光資源としては認知されておらず、観光活用も図られていない。

一方、東京北区観光協会及び北区では、こうした近代化産業遺産を観光資源として積極的に活用したいと考えており、平成 30 年 3 月に北区が策定した「北区観光振興プラン後期計画」においても、近代化産業遺産の観光活用を重点施策として位置付けている。

本企画は、明治 150 年を契機として、明治期の近代化の礎を築いた旧醸造試験所第一工場（重要文化財）及び醸造試験所跡地公園の観光活用可能性の検討・検証、観光資源としての知名度の向上等を目的とする。

なお、本事業は、一般社団法人東京北区観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月20日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月頃	施設の観光活用のための基礎調査
9月～10月頃	施設を活用した観光プログラムの検討 観光活用のためのツール検討・制作
11月～12月頃	施設を活用した観光イベントの施行
12月～2月頃	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 施設の観光活用方法の検討

(1) 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、情報発信や、イベントの実施等について検討をしていく。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

(2) 施設の観光活用のための調査

旧醸造試験所第一工場及び醸造試験所跡地公園について、観光資源としての活用の可能性及び活用にあたってクリアすべき課題等の調査を行い、具体的にまとめること。調査結果を作成する際には、当該施設の訴求ポイントやストーリー性等についてもあわせて整理し、イベントの企画の際に活用しやすい内容とすること。

(3) 観光プログラムの企画

(2) の調査結果等を踏まえ、旧醸造試験所第一工場及び醸造試験所跡地公園を活用した観光プログラムを企画し、優れたものを5件程度提案する。観光プログラムの企画にあたっては、以下のア～ウに留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

ア ①建物内の見学ツアー、②日本酒と日本食を紹介する「酒フェス」、③醸造にちなんだトークイベントをプログラム内容に加えること。その他、当該施設の特長を活かしたプログラムを2件程度提案する。

イ 都電荒川線の利用客を当該施設に誘客する工夫をすること。

ウ プログラムごとにテーマ及びターゲット層並びに予定集客数を設定するとともに、ストーリー性を持たせ、より訴求力のある内容とするよう工夫すること。なお、参加者の主なターゲットは、40代以下の若年層の日本人及び外国人観光客である。

(4) 観光活用のためのツール検討・制作

旧醸造試験所第一工場の文化財としての価値、魅力、見どころを説明したパンフレット及び、当該施設を中心として近隣の産業遺産等の観光資源と連携した地域観光周遊マップを検討、制作する。制作にあたっては以下のア～エに留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

ア パンフレット及びマップは、(3) で検討した観光プログラム及び今後の広報活動において活用できるものとする。また、後述2の「観光活用方法の紹介イベント」でも使用する。

イ 多言語表記とするなど、外国人にも対応できるものとする。

ウ 制作部数は各1,000部とする。

エ 規格は受託者からの提案によるが、細部については受託決定後、協議会での協議により調整する。

2 観光活用方法の紹介イベントの実施

1で得られた当該施設の観光活用方法についての知見を、地域に紹介するイベントを実施する。実施にあたっては以下の(1)～(8)に留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

(1) 概要

実施時期：平成30年11月または12月の週末2日間

会場：旧醸造試験所第一工場及び醸造試験所跡地公園

参加人数目途：1,000人(2日間)

(2) 1(1)及び(2)で得られた知見をシンポジウム等で紹介するとともに、1(3)で企画したプログラムの一部を施行的に実施する。また、1(4)で制作したパンフレット及びマップを使用すること。

- (3) イベント広報用チラシを制作するほか、受託者がその他の広報手法及び内容を提案し、企画提案者と協議のうえ実施する。チラシの制作枚数は3万部とし、企画提案者と協議のうえ配布する。
- (4) イベント参加者にアンケートを実施し、その結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。
- (5) イベント設定にあたっては、企画説明資料等を作成したうえ TCVB 及び協議会に企画案を提示し承認を得ること。
- (6) イベントの実施にあたっては、イベント保険への加入等、不測の事態に備えること。
- (7) 物販または飲食物の提供等を行う場合は、提供のための団体を招聘し、収入は本事業会計と切り離すこと。
- (8) その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

3 事業内容・手法のフィードバック

(1) 事業結果及び継続性の検証

1 及び 2 を通して得られた調査結果及び事業効果並びに継続実施するうえでの課題等を整理し、今後当該施設を継続的に観光活用していくための指針として、企画提案者にフィードバックする。また、次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も提示すること。

(2) 「明治日本の近代化産業遺産を活用したヘリテージツーリズム推進事業」ツールブック」の作成

1 及び 2 における検証を通じて整理された、当該施設の観光活用への課題を解決または軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A 4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク (R マーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

4 報告書類の提出

受託者は、1～3の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。また、全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 施設の観光活用のための調査の実施について

3 観光プログラムの企画について

4 観光活用のためのツールの制作について

5 観光活用方法の紹介イベントの実施について

6 実施結果

7 事業の成果

8 今後の課題

9 今後の展開

10 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

3 成果

4 課題

5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。

第7 納入物件

- | | |
|---|---------|
| 1 事業実施報告書 | 32部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 200部 |
| 3 「明治日本の近代化産業遺産を活用したヘリテージツーリズム推進事業」
ツールブック | 10部 |
| 4 パンフレット・マップ | 各1,000部 |
| 5 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 7 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応

について速やかにTCVBに報告すること。

- 4 受託者は、平成30年8月から平成31年3月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者とTCVBは双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面をTCVBに提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちにTCVBに連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関するTCVBの指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者はTCVBと十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。

- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。
不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒木

電話03-5579-2682/FAX03-5579-8785